

あすか

Asuka

悠久の時の流れと共に育まれた
自然と文化がいきづく大和、
世界に誇る歴史、
遺産を次代に引継ぐことが
私達の使命です。



安全認定

安全性優良事業所

国土交通大臣指定

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



社団法人 奈良県トラック協会
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)
総務課／FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課／FAX.0743-56-2228

<http://narata.or.jp>

社団法人 奈良県トラック協会は平城遷都1300年祭を応援しています。

平成21年10月1日から貨物自動車運送事業の監査方針・行政処分基準が強化

ルール無視の事業者を根絶！

国土交通省は、平成21年10月1日から、法令違反に対する行政処分基準と行政処分逃れを防止するための監査体制を強化しました。

行政処分基準では、飲酒運転等の悪質違反を命じ、または容認した場合には即時事業停止期間を2倍に引き上げるとともに、労働・社会保険関係法令違反に対し、初違反でも車両停止処分を科すことにしました。

一方、監査方針では、死亡事故を起こした第1当事者と行政処分逃れのための事業譲渡の有無を判断するため、監査が必要とされた事業者は巡回監査の追加となるなど処分が強化されました。

飲酒運転・社会保険等未加入に厳罰！

監査方針改正のポイント

① 巡回監査の端緒として、次の者を追加。

- 第1当死亡事故を引き起こした事業者（特別監査を行うものを除く。）
- 行政処分逃れのための事業譲渡の有無等を判断するため、監査を行うことが必要と認められる事業者

② 巡回監査及び呼出監査の端緒として、次の者を追加。

- 関係行政機関から、最低賃金法に違反している旨の通報があった事業者
- 事業用自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故を引き起こした事業者
- 整備不良に起因する死傷事故を引き起こした事業者

行政処分基準改正のポイント

飲酒運転

強化

			旧処分基準	新処分基準
①	運転者が飲酒運転を引き起こした場合	初違反	80日車	→ 100日車
		再違反	240日車	→ 300日車
②	事業所が飲酒運転等を下命容認した場合	即時事業停止	7日間	→ 14日間
③	事業所が飲酒運転等を伴う重大事故に係る指導監督義務違反の場合	即時事業停止	3日間	→ 7日間
④	事業所が飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合	即時事業停止	—	→ 3日間

社会保険等未加入

強化

			旧処分基準	新処分基準
①	一部未加入	初違反	警告	→ 10日車
		再違反	20日車	→ 30日車
②	全部未加入	初違反	20日車	→ 30日車
		再違反	60日車	→ 90日車



指導監督記録の作成保存義務違反

創設

			旧処分基準	新処分基準
①	記録義務違反	初違反	—	→ 警告～20日車
		再違反	—	→ 20日車～60日車
②	保存義務違反	初違反	—	→ 警告～20日車
		再違反	—	→ 20日車～60日車



点検整備未実施

強化

			旧処分基準	新処分基準
①	日常点検の未実施	初違反	勧告～3日 × 違反台数	→ 警告～ 5日 × 違反台数
		再違反	3日～9日 × 違反台数	→ 5日～15日 × 違反台数
②	定期点検整備の未実施	初違反	警告～5日 × 違反台数	→ 警告～10日 × 違反台数
		再違反	5日～15日 × 違反台数	→ 5日～30日 × 違反台数
③	点検整備記録の改ざん	初違反	3日～5日 × 違反台数	→ 5日～10日 × 違反台数
		再違反	9日～15日 × 違反台数	→ 15日～30日 × 違反台数

最低賃金違反

創設

			旧処分基準	新処分基準
①	一部の支払い	初違反	—	→ 10日車
		再違反	—	→ 30日車
②	全てへの支払い	初違反	—	→ 30日車
		再違反	—	→ 90日車



コンテナの落下防止措置未実施

強化

			旧処分基準	新処分基準
未実施		初違反	警告	→ 20日車
		再違反	20日車	→ 60日車

処分の実効性の確保

- 違反営業所から処分前に他の営業所に車両を移動した場合 →当該他の営業所にも行政処分を行う。
- 違反事業者が処分前、処分後に会社分割又は他社への事業譲渡（認可を要する場合のみならず、車両等の譲渡による実質的な事業譲渡を含む。）を行った場合
→承継事業者、譲渡先事業者にも行政処分を実施。
承継事業者、譲渡先事業者にも違反点数を承継。

平成21年10月1日改正

● 貨物自動車運送事業の乗務員に対する指導 及び適性診断等の取扱いが一部変更になりました

事故削減や事業用自動車の輸送の安全の向上を図るため、安全規則及びその解釈並びに指導指針（国土交通省告示第1366号）の一部が改正されました。

① 乗務員に対する指導の記録・保存が変わります

貨物自動車運送事業者は、国土交通省告示第1366号（指導指針）により、乗務員等に対して年間計画の指導項目に沿って指導を実施しなければなりませんが実施したときは、その日の日時・場所・実施者・内容及び受講者の氏名を具体的に記録し、使用した資料の写しを添付して当該営業所に3年間保存することになります。

② 運行管理規程の運行管理者の業務等に前項①の内容を明記します。

運行管理者は、前項の指導を実施することになりますが、運行管理規程に「運行管理者の業務」として実施・記録・保存に関する事項を明記する必要があります。

③ 新たに雇い入れた者の事故歴の把握や確認の方法が変わります。

新たに雇い入れた者の事故歴は、自動車安全運転センターの発行する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書で事故歴を把握・確認することになりますが、確認した結果の取扱いは、以下のようになります。

① 事故歴のない者

初任運転者又は高齢運転者に該当し、初任運転者指導又は高齢運転者指導と初任診断又は適齢診断を受診します。

② 事故歴のある者

事故惹起運転者に該当し、事故惹起運転者指導の実施と事故惹起診断を受診します。

④ 事故惹起診断を受診した場合は、初任診断又は適齢診断が省略されます。

また、事故歴のない運転者で適齢診断を受診した場合も、初任診断は省略できます。

(参考) 指導と適性診断

● 特別な指導の実施にあたって注意すべき事項。

1. 初任運転者指導

初任者は、以下の①から④までの項目について、合計6時間以上トラックに乗務する前に実施する。
(※⑤は、可能な限り実施する) 但し、やむを得ない場合は、乗務開始後1ヶ月以内に実施する。

- ① トラックの運行の安全な運転に関する基本的事項
- ② トラックの構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 交通事故を防止するために留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全運転の実技

2. 事故惹起運転者指導

事故惹起運転者は、以下の①から⑤までの項目について、合計6時間以上トラックに乗務する前に実施する。
(※⑥は、可能な限り実施する) 但し、やむを得ない場合は、乗務開始後1ヶ月以内に実施するが、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合は、この限りでない。

- ① トラックの運行の安全の確保に関する法令
- ② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
- ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤ 危険の予知及び回避
- ⑥ 安全運転の実技

3. 高齢運転者指導

高齢者指導は、適性診断（適齢診断）の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について、運転者自ら考えるよう指導します。

● 適性診断の受診にあたって注意すべき事項。

1. 初任診断

初任運転者及び運転者として常時選任するために雇い入れた者（初任運転者を除く。）であって当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に初任運転者のための適性診断を受診したことがない者は、トラックに乗務する前に受診します。但し、やむを得ない場合は、乗務開始後1ヶ月以内に受診します。

2. 事故惹起診断（事故惹起Ⅰ・Ⅱ）

事故惹起運転者は、トラックに乗務する前に受診します。但し、やむを得ない場合は、乗務開始後1ヶ月以内に受診します。

3. 適齢診断

高齢者は、65歳に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適性診断（適齢診断）を受診させ、その後3年以内毎に1回受診します。

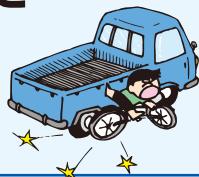
事業用自動車総合安全プラン2009

Plan

概要

近畿地域事業用事故削減目標

- ★平成20年の死者数(68人)を平成30年に半減(30人)
- ★平成20年の人身事故件数(10,718人)を平成30年までに半減(5,300人)
- ★飲酒運転をゼロ



PDCA サイクル

Do

目標達成のため当面講ずるべき施策（重点施策）

① 安全体質の確立

- ① 安全マネジメントの評価の対象を中小規模事業者にも拡大
- ② 講習会の開催等事業者団体による安全マネジメントの浸透のための支援の拡充
- ③ メールマガジンの発信等による業界全体での事故情報の共有
- ④ 映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の活用による運行管理の高度化
- ⑤ 労働・社会保険関係法令違反に対する行政処分の強化、労働・社会保険関係行政機関との連携運行記録計の義務づけの拡大等による、運転者の労働環境の改善 等

② コンプライアンスの徹底

- ① 監査要員のさらなる増員
- ② 労働・社会保険関係法令を含む法令違反に対する行政処分の強化
- ③ 被監査事業者の車両移動等による処分逃れを防止するため、事業譲渡先への処分を可能とする等の処分基準の改正、刑事告発の活用等
- ④ 重大事故の発生等に関する発注者の名称等の公表
- ⑤ 点検整備未実施に係る行政処分の強化等による整備管理の徹底
- ⑥ スピードリミッターの不正改造に係る改造施工者、運送事業者に対する監査の実施 等

③ 飲酒運転の根絶

- ① 点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け
- ② 飲酒運転に対する行政処分の強化
- ③ アルコール・インターロック装置の普及 等

④ IT・新技術の活用

- ① 実用化されたASV（先進安全自動車）技術の普及促進、新たなASV技術開発
- ② 衝突被害軽減ブレーキの普及促進とそのための装置義務化の検討
- ③ 映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の一層の普及促進 等

⑤ 道路交通環境の改善

- ① 事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号器改良 等
- ② 通学路における歩道の整備やカラー舗装、防護柵の設置等
- ③ 生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのクランクやハンプ等の整備による、歩行者の安全・安心の確保
- ④ 防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維持・管理の実施 等



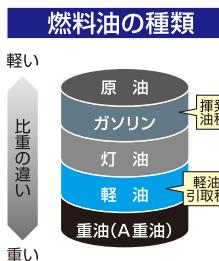
作らない！ 売らない！ 買わない！ 使わない！

不正軽油は、刑罰をともなう重大な犯罪です。

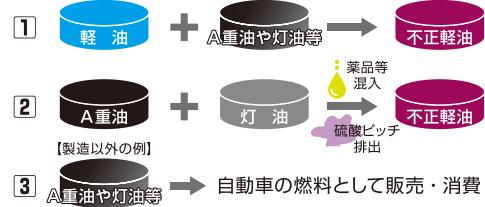
不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染の原因になります。また、公正な市場競争も阻害します。

不正軽油とは？

- 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- 不正軽油の流通は、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害します。



不正軽油（製造）の主なパターン



不正軽油に関わる人はすべて罰せられます！

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供了した人なども重い罰則が適用されます。

不正軽油を製造すると…

知事による製造の承認を受けないで軽油を製造すると、**5年**以下の懲役、**500万円**以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には**3億円**以下の罰金が科されます。
(地方税法 144 条の 33)

不正軽油を運搬・保管、購入・販売すると…

不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売すると、**2年**以下の懲役、**200万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**1億円**以下の罰金が科されます。
(地方税法 144 条の 33)

軽油引取税を脱税すると…

軽油引取税を脱税すると、**5年**以下の懲役、**500万円**以下の罰金が科されます。なお、脱税額が500万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。
(地方税法 144 条の 41)

不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると…

不正軽油の製造に使われることを知りながら原材料（重油等）、薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**3年**以下の懲役、**300万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**2億円**以下の罰金が科されます。
(地方税法 144 条の 33)

検査を拒否すると…

帳簿書類等の調査や採油、質問等を拒否すると、**1年**以下の懲役、**20万円**以下の罰金が科されます。
(地方税法 144 条の 12)

不正軽油の製造に加担した人も納税義務を負います！ (地方税法 144 条の 4)

奈良県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県

奈良県不正軽油対策協議会・滋賀県不正軽油対策協議会・京都府不正軽油・硫酸ピッチ対策協議会
大阪府不正軽油防止対策協議会・兵庫県不正軽油対策協議会・和歌山県不正軽油追放対策協議会

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせ下さい。
不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください！

適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間：平成21年4月～平成21年12月

(巡回計画数：247事業所 巡回実施数：146事業所) (社)奈良県トラック協会

区分	重点	指導事項（☆印は靈柩事業者は除外する）	指導件数	(否)件数	指導件数ワースト10
I. 事業計画等	○ (1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	143	7		
	(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	144	11		
	○ (3) 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	144	6		
	(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	142	6		
	(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	142	6		
	(6) 届出事項に変更はないか。（役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等）	130	4		
	○ (7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	142	0		
	○ (8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	142	4		
II. 帳票類の整備、報告等	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	98	20		
	(2) 自動車事故報告書を提出しているか。	7	0		
	(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	143	46		
	(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	141	20		
	(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る。）	98	70	⑦	
III. 運行管理等	(1) 運行管理規程が定められているか。	143	38		
	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	139	11		
	(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	110	25		
	(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	144	9		
	○ (5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	136	73	⑥	
	○ ☆(6) 過積載による運送を行っていないか。	143	1		
	○ (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	143	77	④	
	○ (8) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	142	95	①	
	○ ☆(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	101	26		
	○ (10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	20	11		
	○ (11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	138	81	③	
	○ (12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	82	68	⑧	
	○ (13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	81	54	⑩	
IV. 車両管理等	(1) 整備管理規程が定められており、これに基づき、適正に整備管理業務がなされているか。	143	88	②	
	※(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。	137	14		
	(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	86	20		
	(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	141	56	⑨	
	○ (5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	136	75	⑤	
V. 労基法等	○ (1) 就業規則が制定され、届出されているか。	79	16		
	(2) 3.6協定が締結され、届出されているか。	114	49		
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか。（運転時間を除く）	136	40		
	○ (4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	133	54	⑩	
VI. 法定福利費	○ (1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。	136	23		
	○ (2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	133	52		

*印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型靈柩車がある靈柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である(道路運送車両法第50条)。